

新型コロナウイルス対策事業者支援 /

緊急事態宣言に基づいた感染拡大を防ぐため、休業や時間短縮しての営業などの要請にご協力を頂いた宿泊業並びに飲食業を営む事業者への「協力金」、村内の事業者が国から示された新しい生活様式に対応し、事業を再開及び継続するための「事業継続支援金」を次のとおり交付します。

7月1日
受付開始

飲食業・宿泊業者向け

飲食業・宿泊業者への協力金

1. 交付対象者

次の要件を満たす飲食業者及び宿泊業者

- ①令和2年4月16日時点で昭和村内で飲食業又は宿泊業を1年以上営んでおり、引き続き事業を営むことが確実と認められる法人及び個人事業主
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、営業時間の短縮や休業、感染予防の対策を講じていること。

※宿泊業及び飲食業を併せて行う事業者は、主たる業種で申請してください。

2. 協力金の額

平成31年1月から令和元年12月までの売上総額を12で除し、算出した額に2を乗じた額（**交付限度額：飲食業 20万円、宿泊業 30万円**）

（計算例）昨年の売上が300万円の場合
 $300万円 \div 12月 \times 2 = 50万円$ （限度額である30万円を給付）

3. 必要書類

- ①申請書（産業係で配布しますのでご連絡ください。）
- ②令和元年分の確定申告書の写し
- ③令和元年分の売上高等の実績が確認できる書類
- ④営業時間の短縮や休業、感染予防の対策を講じたことが証明できる書類
- ⑤通帳の写し
- ⑥その他村長が必要と認める書類

すべての事業者向け

昭和村事業継続支援金

1. 交付対象者

次の要件を満たす村内事業者

- ①令和2年5月7日以降も継続して休業要請に応じて施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいる昭和村内の事業者

2. 支援金の額

平成31年1月から令和元年12月までの売上総額を12で除し、算出した額に2を乗じた額（**交付限度額：10万円**）

（計算例）昨年の売上が90万円の場合
 $90万円 \div 12月 \times 2 = 15万円$ （限度額である10万円を給付）

3. 必要書類

- ①申請書（産業係で配布しますのでご連絡ください。）
 - ②令和元年分の確定申告書の写し
 - ③令和元年分の売上高等の実績が確認できる書類
 - ④営業時間の短縮や休業、感染予防の対策を講じたことが証明できる書類
 - ⑤通帳の写し
 - ⑥その他村長が必要と認める書類
- ※協力金と併せて申請する事業者については、添付書類を省略することができます。

申請窓口
問い合わせ

産業建設課 産業係 ☎ 57-2117

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

※「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人税、固定資産税などほぼすべての税目が対象になります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続きの方法

- 納期限までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は総務課までお問い合わせ下さい。

国民健康保険税の減免

- 新型コロナウイルスの影響により次の要件を満たす方は保険税が減免となります。

対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病をおった世帯の方

➔ 保険税を全額免除

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少*が見込まれる世帯の方

➔ 保険税の一部を減額

※具体的な要件

世帯主の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(注意) 申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免額

- 減免対象保険税額(A×B÷C)に、減免割合を乗じた金額(D)

減免対象の保険税額

- A: 世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の所得金額に関わらず対象保険税の全部を免除します。

申請手続きの方法

- ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、総務課までお問い合わせ下さい。